

第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）

第 3 期特定健康診査等実施計画

（平成 30 年度～平成 35 年度）



平成 30 年 3 月

嘉手納町

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)

第3期特定健康診査等実施計画(目次)

第1章 保健事業実施計画(データヘルス計画)の基本的事項 1

1.背景

- (1) データヘルス計画策定の目的
- (2) 特定健康診査等実施計画策定の目的

2.計画の位置付け

3.計画期間

4.関係者が果たすべき役割と連携

- (1) 実施主体関係課局の役割
- (2) 外部有識者等の役割
- (3) 被保険者の役割

5.保険者努力支援制度

第2章 第1期計画に係る評価及び考察と

第2期計画における健康課題の明確化 8

1.第1期計画に係る評価及び考察

- (1) 全体の経年変化
- (2) 中長期目標の達成状況
 - ①介護給付費の状況
 - ②医療費の状況
 - ③最大医療資源(中長期的疾患及び短期的な疾患)
 - ④中長期的な疾患
- (3) 短期目標の達成状況
 - ①共通リスク
 - ②リスクの健診結果経年変化
 - ③特定健診受診率・特定保健指導実施率
- (4) 第1期に係る考察

2.第2期計画における健康課題の明確化

- (1) 中長期目標の視点における医療費適正化の状況
 - ①入院と入院外の件数・費用額の割合の比較
 - ②何の疾患で入院しているのか、治療を受けているのか
 - ③何の疾患で介護保険を受けているのか
- (2) 健診受診者の実態

- (3) 糖尿病、血圧、LDL のコントロール状況
- (4) 未受診者の把握
- (5) 目標の設定
 - ①成果目標

第3章 特定健診・特定保健指導の実施(法定義務) 21

1. 第2期の評価及び現状と課題

- (1) 実施に関する目標
 - ①特定健診実施率
 - ②特定保健指導実施率
- (2) 目標達成に向けた取り組み状況と課題
 - ①健診実施率
 - ②リピーター率
 - ③課題について
 - ④特定保健指導実施率

2. 第三期特定健診等実施計画について

- (1) 目標値の設定
- (2) 対象者の見込み
- (3) 目標達成のための取り組み指針
 - ①受診環境の提供、環境整備
 - ②受診率向上対策
 - ③生活習慣病等で定期通院している被保険者からのデータ受領
(トライアングル事業)
 - ④事業者健診データの受領等事業者との連携
 - ⑤保健指導が利用しやすい環境づくり
 - ⑥保健指導の充実に向けた資質向上及び体制づくり
- (4) 特定健診の実施
 - ①実施方法
 - ②特定健診委託基準
 - ③健診実施機関リスト
 - ④特定健診実施項目
 - ⑤実施時期
 - ⑥医療機関との適切な連携
 - ⑦代行機関
 - ⑧健診の案内方法・健診実施スケジュール
- (5) 特定保健指導の実施
 - ①健診から保健指導実施の流れ

- ②要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法
- ③生活習慣予防のための健診・保健指導の実践スケジュール
- (6) 個人情報の保護
 - ①基本的な考え方
 - ②特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について
- (7) 結果の報告
- (8) 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第4章 保健事業の内容 30

I.保健事業の方向性

II.重症化予防の取組

1.糖尿病性腎症重症化予防

- (1) 基本的な考え方
- (2) 対象者の明確化
 - ①対象者選定基準の考え方
 - ②選定基準に基づく該当数の把握
- (3) 対象者の進捗管理
 - ①糖尿病管理台帳の作成
- (4) 保健指導の実施
 - ①糖尿病性腎症病期及び生活習慣病リスクに応じた保健指導
 - ②2次健診等を活用した重症化予防対策
- (5) 医療との連携
 - ①医療機関未受診者について
 - ②治療中の者への対応
- (6) 福祉課との連携
- (7) 評価
 - ①短期的評価
- (8) 実施期間及びスケジュール

2.虚血性心疾患重症化予防

- (1) 基本的な考え方
- (2) 対象者の明確化
 - ①対象者選定基準の考え方
 - ②重症化予防対象者の抽出
- (3) 保健指導の実施
 - ①受診勧奨及び保健指導
 - ②二次健診の実施

- ③対象者の管理
- (4) 医療との連携
- (5) 福祉課との連携
- (6) 評価
 - ①短期的評価
- (7) 実施期間及びスケジュール

3.脳血管疾患重症化予防

- (1) 基本的な考え方
- (2) 対象者の明確化
 - ①重症化予防対象者の抽出
 - ②リスク層別化による重症化予防対象者の把握
 - ③心電図検査における心房細動の実態
- (3) 保健指導の実施
 - ①受診勧奨及び保健指導
 - ②二次健診の実施
 - ③対象者の管理
- (4) 医療との連携
- (5) 福祉課との連携
- (6) 評価
 - ①短期的評価
- (7) 実施期間及びスケジュール

Ⅲ ポピュレーションアプローチ

第5章 地域包括ケアに係る取組	50
第6章 計画の評価・見直し	52
1.評価の時期	
2.評価方法・体制	
第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い	54
1.計画の公表・周知	
2.個人情報の取扱い	
参考資料	55